

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公 債		46,420	6,963	9	1,422	47,851	6,963
社 債		84,186	12,628	756	1,490,493	1,575,435	12,628
預 貯 金	郵 便 貯 金	4,004,960	600,744	463,951	11,308	4,480,219	600,744
	銀 行 預 金	2,273,260	340,989	90,926	3,503,702	5,867,888	340,989
	銀行以外の金融機関の預金	642,460	96,369	65,700	374,388	1,082,548	96,369
	勤 務 先 預 金	473,786	71,068	1	-	473,787	71,068
合同運用信託の収益の分配		28,480	4,272	799	2,019	31,298	4,272
公社債投資信託の収益の分配		91,660	13,749	-	2,817	94,477	13,749
小 計		7,645,212	1,146,782	622,142	5,386,149	13,653,503	1,146,782
定期積金の給付補てん金等		252,633	37,895	-	909,219	1,161,852	37,895
匿名組合契約等に基づく収益の 分配、生命保険等の差益		66,251	5,021	114,573	-	180,824	5,021
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		7,964,096	1,189,697	736,715	6,295,368	14,996,179	1,189,697

調査対象等：平成18年2月から平成19年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 利子所得等の累年比較

年 分	支 払 金 額				源泉徴収税額
	課 税 分	非 課 税 分		総 額	
		障害者等及び財形貯蓄	そ の 他		
	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	31,836,082	6,198,733	3,371,871	41,406,686	4,761,984
平成15年分	17,889,728	3,091,177	2,311,407	23,292,312	2,670,985
平成16年分	15,705,913	2,641,667	1,699,170	20,046,750	2,259,117
平成17年分	12,488,128	1,438,254	3,551,040	17,477,422	1,870,995
平成18年分	7,964,096	736,715	6,295,368	14,996,179	1,189,697

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	千円 21,144,832	千円 3,974,768	千円 801,490	千円 1,177,192	千円 90,159	千円 23,123,514	千円 4,064,927
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	-	4,706	691	4,706	691
合 計	21,144,832	3,974,768	801,490	1,181,898	90,850	23,128,220	4,065,619

調査対象等： 配当等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（配当等の支払調書）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 配当所得の累年比較

年 分	支 払 金 額				総 額	源泉徴収税額
	一 般 課 税 分	非 課 税 分	源泉分離課税適用分	特 例 税 率 適 用 分		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	9,792,390	334,249	233,448		10,360,087	2,040,185
平成15年分	10,125,081	379,032	123,238		10,627,351	1,812,851
平成16年分	11,057,187	947,683	—		12,004,870	1,828,392
平成17年分	14,512,736	583,747		703,653	15,800,136	2,503,090
平成18年分	21,144,832	801,490		1,181,898	23,128,220	4,065,619

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 4,920,107	千円 344,465

調査対象等：平成18年2月から平成19年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 435,368,809	千円 18,088,393	千円 1,067,916,655	千円 35,296,377	千円 1,503,285,464	千円 53,384,770
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	537,077	24,269	7,505,859	187,560	8,042,936	211,829
	計	435,905,886	18,112,662	1,075,422,514	35,483,937	1,511,328,400	53,596,599
退 職 所 得		32,523,619	635,657	26,570,752	833,330	59,094,371	1,468,988
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等 給与等の支払者から平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明 1 法定調書とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限内に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(7) 給与所得及び退職所得の累年比較

年 分	俸 給		給 料		賞 与	
	官 公 庁		そ の 他		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成14年分	454,672,092	18,585,264	963,587,984	29,303,820	1,418,260,076	47,889,084
平成15年分	431,462,247	16,779,205	970,626,800	29,657,550	1,402,089,046	46,436,755
平成16年分	433,684,818	17,205,061	988,993,521	30,924,343	1,422,678,339	48,129,404
平成17年分	415,499,675	16,649,480	1,006,709,131	32,071,738	1,422,208,806	48,721,219
平成18年分	435,905,886	18,112,662	1,075,422,514	35,483,937	1,511,328,400	53,596,599

年 分	退 職 所 得	
	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
平成14年分	68,924,643	1,827,575
平成15年分	70,727,598	1,960,275
平成16年分	70,142,209	1,721,988
平成17年分	66,694,741	1,614,273
平成18年分	59,094,371	1,468,988

(8) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	23,477	2,236,933	232,532
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	22,278	12,125,741	1,234,261
	診療報酬	1,142	17,816,517	1,544,916
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	5,769	6,021,459	330,432
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	4,152	1,461,660	192,071
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	186	811,156	40,142
	契約金・賞金	396	75,418	6,767
	小 計	57,400	40,548,884	3,581,121
法第203条の2該当(公的年金等)		6,671	10,206,995	186,350
法第207条該当(生命保険契約等に基づく年金)		1,762	790,789	3,772
法第174条該当(馬主に支払われる競馬の賞金等)		-	-	-
計		65,833	51,546,668	3,771,227
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成19年4月30日までに提出された「法定調書合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(9) 報酬・料金等所得の累年比較

年 分	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
平成14年分	69,415	54,605,499	3,805,463
平成15年分	60,322	48,750,552	3,584,669
平成16年分	59,698	49,377,862	3,409,362
平成17年分	65,275	52,667,735	3,801,680
平成18年分	65,833	51,546,668	3,771,227

(10) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支払金額			源泉徴収税額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源泉徴収税額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	-	2,131	-	2,131	318	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	-	488,409	-	488,409	34,404	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-	-				
給 与 ・ 賞 与 等	263	228,994	131,422	360,416	45,046	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	1	-	-	-	-	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	58	13,675	2,419	16,094	2,479	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	143	355,268	-	355,268	3,604	租税条約の適用を受けたもの	142	354,268	3,604
著作権の使用料又はその譲渡による対価	-	-	-	-	3,558	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
貸 付 金 の 利 子	-	-	-	-	5,949	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	301	765,575	-	765,575	141,735	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	172	417,546	-	417,546	41,754				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	5	6,516	-	6,516	1,301	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-	-				
賞 金	-	-	-	-	-	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計	-	2,278,114	133,841	2,411,955	280,148		142	354,268	3,604

調査対象等：平成19年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成18年2月から平成19年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(11) 非居住者等所得の累年比較

年 分	支 払 金 額		源泉徴収税額
	総 額	総額のうち 非課税又は免税分	
	千円	千円	千円
平成14年分	1,718,314	25,683	277,068
平成15年分	1,552,769	210,338	289,060
平成16年分	1,941,155	109,341	284,344
平成17年分	2,882,632	561,678	266,567
平成18年分	2,411,955	133,841	280,148